

平等

「平等」もやはり二義的です。

まず、先に述べた自由と同様に、形容としての意味があります。「わけへだてなくすべての人に与えられている」という意味です。たとえば人は誰もが死ぬという意味で平等です。

このような意味の平等は、社会的な価値判断の基準 つまり規範や理念となるものではありません。

規範としての平等は、誰かに何かをされる、またはしてもらうときに問題となります。

広汎な守備範囲をもつ理念であることから 平等を正義と同一視してしまう見解さえあります(アリストテレス等)。

近年においても 国内の格差拡大や性分業の役割低下にともなって、注目が集まっている理念です。

しかし 往々にして人々は自分が「平等」と思うところを主張し合うばかりで、共通の土俵で議論できていません。「結果の平等」「機会の平等」、「形式的平等」「実質的平等」などの用語も錯綜しています。

まずは議論の土俵を整理することから始めなければなりません。

平等か否かの判定は、Ⅰまず場を設定して 属性を比較し Ⅱそれに応じた配分となっているかを検証するという二段の評価からなり立ちます。

前者の「比較論」においては、「いかなる母集団において(①)」「いかなる属性に着目するか(②)」が問われます。

後者の「配分論」においては「何を(③)」「どのように(④)」配分するか、が問題となります。

なお 従来は ③は「結果の平等」「機会の平等」の問題として、④は「形式的平等」「実質的平等」の問題として、①と②はそれらの結論の妥当性を検証するための要件論として論じられてきました。

アリストテレス流に言うなら 比較論に重点が置かれる場合が「矯正的正義」であり、配分論に重点が置かれる場合が「配分的正義」である、と言えるでしょう。

そして 比較論と配分論を通じ、いかなることをしようとしているのかという場と目的の暗黙の設定があります。これは「生きる」という究極の目的であることもあれば、より具体的な目的であることもあります。

以下 詳しく述べます。

まずは 比較論の中の属性論(②)から始めます。

「平等」という理念によって守られるのはまとまりのある個人(individual)ですが、この理念を主張するのは個人の中の様々な属性つまり性別、職業、能力、身分です。

人には様々な属性(側面、条件)があり、誰かと誰かを比べて共通する属性もあれば、異なる属性もあります。たとえば 人には人種があり、肌の色は異なります。しかし肌が他の動物のように毛むくじゃらではないということは共通です。数学が得意な人もいれば苦手な人もいますが、数を数える指が五本あるという点では共通です。

属性は常にその場の目的との関係で浮かび上がるものです。その場の目的により、比較されるべき人々のもつ属性の内 何に着目するかにより、ある人とある人は「同じ」なのか「異なっている」のか判断が分かります。

そして複数の目的は互いに対立するものであり(その場合、互いに「反対利益」と呼び合うこととなります)、目的が何であるかにより 様々な属性の優先順位が問われることとなります。

平等という理念は本質的に他の平等と対立する性格をもつのです。平等という理念の複雑さは 個人というものが属性という点から見れば individual(より細かく分けうる) であることから生じるのです。

たとえば「貧しい」ということだけを主張して「能力」や「努力」に着目しないなら、怠け者の天国を招来することになります。しかし努力の有無に着目しすぎると、努力するだけの余裕すらなかった人には残酷な仕打ちになります。

ちなみに その場の目的が何か さらには その目的にとってどのような属性や条件が重要であるかは、分配され

るもの(資源)の量や性格にも影響されます。

また どういう属性に着目しやすいかは個人的見解によって大きく異なり、かつそのことに当人たちも気づいていないことも少なくありません。

誰と誰を比較すべきか つまり比較されるべき人々を「いかなる母集団」に属する者に限定するか、というのが①の内容です。これは比較する前提あるいは土俵の範囲を問うものです。

たとえば 一国の中で平等が実現すればよいのか 国を超えて考えるべきか、ということです。たとえば「日本の富者と貧者の差は日本の平均とカンボジアの平均の差よりも小さい。より大きな差を無視してよいのか。」という問題です。

これもやはり、その場の目的が何かによって判断されるものです。

他方、それぞれの人をいかに扱うべきかという配分論として「結果の平等」「機会の平等」、「形式的平等」「実質的平等」などの概念が展開されます。

「何を(③)」というのは まずは配分されるものの種類の問題です。

たとえば経済的平等は、その対象により、2種類にわかれます。

ひとつは結果の平等です。これは「財」の配分についてのものです。

もうひとつは機会の平等です。これは財を得ることのできる「権原」の配分についてのものです。

権原は、財と異なり、いくら社会が豊かになっても有限です。

よって 一人がそれを得るということは、他方ではそこから排除される人が出る、ということになります。

(機会の平等は、社会的立場の変わりやすさ 現在の格差が不変ではないこと 入れ替わりの可能性の高さであり、一見 平等の問題ではないとも見えるのですが、取捨選別されるのですから やはり配分論の問題です。)

「何を(③)」には 量すなわち保障の水準の問題も含まれます。

結果の平等では、たとえば路頭に迷う社会的弱者に食事を出すだけでよいのか、暖かく安全なシェルターも提供すべきなのか、健康で文化的なレクリエーションまで提供すべきなのか、議論がありえます。

機会の平等も、たとえば黒人や女性も企業や官庁の就職試験の受験から排除されない、という縮小的な意味でとらえることもできれば、黒人や女性には就職試験でゲタをはかせるべきだという意味にとらえられることもできます(アファーマティブアクション)。その中間としては、学校教育を完全に無償にする、貧困家庭の子供に勉強のできるシェルターを提供する、などの施策もありうるでしょう。

「どのように(④)」では、形式的平等を実現すべきか 実質的平等を実現すべきか、つまりその属性の共通部分に着目して画一的に扱う(扱われる)べきか、異なる部分に着目して異なる扱いをする(扱われる)べきか、が問われます。「属性が同じなのだから画一・均一に扱う」というのが形式的平等であり、「属性が異なるから それにあわせて異なる扱いをする」というのが実質的平等です。

格差や差異がないことが平等であることもあれば、あつたほうが平等であることもあるのです。

ある目的の達成のために 無駄な区別を撤廃し均一に扱うことがよいと一般に思われている場面では 形式的平等が採用されやすいでしょう。

たとえば市場は、短期的生産効率を向上させる 社会の流動性を高めるという目的からみて、必要な能力が同等の社員は均一に扱います。大量生産大量消費を実現させるため、同等の資力をもつ消費者は均一に扱います。

他方 扱いを異にするほうが社会のためになると一般に思われている場面では 実質的平等が採用されやすいでしょう。

たとえば 能力の高い者と低い者とで報酬が異なることが不平等であり不正義だとするなら、いったい誰が自分の能力を磨こうとするでしょうか。

また たとえば法の下での平等という近代政治の基本理念の下でも、個人の属性の違いにより扱いは異にされています。

刑法の明文上、収賄罪に問われるのは公務員だけです。不保護だけで遺棄罪に問われるのは保護責任者(親権者など)だけです。刑罰をもってしてまで禁止すべき社会悪は、それらの人々の不作為だけだからです。

運用においても、たとえば著名な知識人(濫澤龍彦、伊藤整、野坂昭如など)がイカガワシイ本を出せば猥褻物陳列罪に問われますが、そうではない人はよほどのことをしないかぎり野放しです。行為者の社会的地位の違いにより社会に対する影響が違ふからです。(裁判所は表向きはそうは言いませんが。)

配分可能な資源の多寡は、どのような属性(②)を優先的判断材料とするかということに影響します。

それは形式的平等と実質的平等のいずれが適切かという判断の衣をまとして登場することもあります。

恵まれない人々に生命を維持するためとりあえず必要な財を配分するだけなら、それほど多くの資源は必要ありません。その程度の財は社会にあるので、このような低レベルの「結果の平等」では 困窮した人であるという共通点だけから「形式的平等」が適切とされやすくなるでしょう。

しかし「生きる」とは生命が維持されることだけではなく、人がその能力を発揮することであり、その可能性を広げることが平等の目的だとし、しかもアマルティア=センのようにそれを高いレベルで保障することだと考えると、そのような機会を全ての人に十分に提供することは無理です。

かかる「機会の平等」については、「ではどのような努力をしてきたか」という差異に着目する「実質的平等」が適切とされやすくなります。(そして同時に「第一編 経済」で述べたように権原を増やす努力が望まれることとなります。)

これら①から④の判断が相互に関連しつつ適切であることを「平等」と称します。

適切か否かは、そのような「扱い」の目的、反対利益、現実の資源的限界などから総合的に判断されます。

これらの判断は個人的見解に大きく影響されます。

たとえば ある属性についての本人による支配可能性の高低は「形式的平等がよいか 実質的平等がよいか」を決める要素か。またそれは「結果の平等(果実のみ)のみの保護にすべきか 機会(権原および果実)の平等にまで保護を及ぼすべきか」を決めるものか。いずれについても NO と答える人もいれば YES と答える人もいることでしょう。

多くの人が心から納得できる平等の実現は困難であることは認識しておくべきです。

実際の判断の現場では「まあ いいか」と思ってもらえるくらいで十分と考えざるをえないのです。

平等という理念の価値について 一旦冷静になる必要もあるでしょう。

平等は、自律や共感や自由など他の全ての理念と比較考量されねばなりません。これさえ守れば他はいつでもよいというものではありませんし、逆に 特定の理念(たとえば「効率」)に対しては劣後するというものでもありません。

たとえば 貧者への支給という面倒な手間をかけなくても、富者の財を破壊するだけで両者が保持する財の量は同等になります。しかし このような平等が社会正義に適うはずもありません。

インフレーションにより生まれた新しい財には高めの価格が設定されます。そのようにしてインフレが進む中でも昔からの財である農産物の価格は変わりにくく、農家は相対的に貧しくなります。格差はインフレーションからも起きるのです。しかしインフレーションがなければ富の増加もありえません。

個人は生まれたとき平等なスタートラインに立つべきだと考えるなら 相続制度を認めず 個人が死んだときにはその財産は全て国庫が没収できるとしたほうがよいでしょう。個人は純粋に生来の能力のみで選別されるべきだというなら、裕福な親による子供の養育も禁止されるべきでしょう。

しかし 相続は親の勤労意欲の元にもなります。また 子供は特定の大人との間に強い共感と紐帯がなくては育ちにくいものです。よって上記のような動きは今のところ世界のどこにも見られず、高めの相続税が課されることはあっても、それ以上に平等が押し進められることはないようです。

中世の不平等な身分制社会とてそれなりに安定して運営されていたことも、平等が社会を運営するための一手段に過ぎないことの間接証拠になるでしょう。

逆に、耐えられないほどひどい不平等ではなく、それ自体は明確に正義に反するというほどの不平等でなくとも、その他の理念が同時に損傷されるような場合には、その不平等は不正義として厳しく指弾されることとなります。

たとえば 共感あるいは尊重に欠ける排除(自分や仲間とは異なる扱いをしても当然と思うような態度)を伴う不平等は「差別」と呼ばれ 不正義とされやすいものです。

白人客ばかりの外国のパブの店主に「ここでは吊り目の東洋人には飲ませないんだよ、出ていけ。」と嘲笑されれば 私は差別を感じ憤ります。しかし「ここは地元の常連向けの店だ。東洋の紳士に居られたんじゃあ 皆くつろげない。悪いけどあんたは入れられないよ。」と断られたら、不満ながらも平静な気持ちで立ち去れます。後者では一応の共感をもって尊重されており、差別されていないからです。

健康保険に加入していなかった人が病気になったとき医療保険給付を受けられないことには合理的理由があるので これが不平等といえるかどうかは微妙です。しかし保険給付を受けられないことを告げられるときに「あたりまえだ、バカ」とでもいうような態度をとられたら、そのあまりに共感に欠ける態度を「差別だ」と言いたくなるはずですよ。

沖縄の基地移転反対運動も、「これは不平等だからこうしてほしい」という具体案を通したいというよりも、政府や本土があまりに沖縄の人々への共感を欠いてきたことに異議を唱えるという面が強いかもしれません。

一部のフェミニストの怒りも、不平等そのものより共感の不足に向けられている部分もあるのではないのでしょうか。学校やマスコミは、男女平等を今後の社会が取り組むべき課題として教えますが、それが様々な利益衡量の中で実現される社会の実情まで教える時間がありません。女子は実社会でいきなりそのような利益衡量の中で身を処さねばならなくなります。ある意味これはだまされた状況であり、だまされるということ自体が差別の一種だと言えるでしょう。

またフェミニストには「男女差別については、具体的な解決策が出づらい状況はわかっているが、女性がどう接してほしいのかを男性に共に感じ考えて共感してほしい」という思いもあるでしょう。しかし 男は結論の出ない話を嫌いますから、それもまた差別と受け取られてしまいがちなことかもしれません。

逆に 汚い旅籠に泊まっている左甚五郎が、豪華な本陣に宿をとっている大名の家来に、宿代のかわりに作った竹細工の水仙の値を聞かれ、「他の大名なら二百両だが、お前の主はモノのわかった奴だから百両で売ってやる」と伝え、「そうか 千両ではなかったか」と喜んで大名が買う時、大名の甚五郎への尊敬は、厳然たる身分の不平等にも関わらず、差別を吹き飛ばしています。

では 平等に関して日本の司法権はどう判断しているのでしょうか。結論的には 消極的アプローチに留まります。

まず 平等権として正面から争われた場合に、公的な強制力を持っても実現すべきと司法判断され 法的権利と認められているのは、強い不平等のみです。

すなわち 強い排除を伴うもの(国籍が認められない、相続権が認められないなど)や懲罰を伴うもの(尊属殺人の法定刑など)です。

やや程度の軽いもの、たとえば「就職できない」「税金が重い」などは、司法の土俵に一応は乗っても、棄却されたり和解で判断が保留されたりしています。

また 憲法上「社会権」と呼ばれている再分配請求権は 平等権の一環だとも言えます。給付内容に着目すれば社会権となり、それにより実現さるべき生活程度に着目すれば平等権になるからです。

実際 生活保護関連訴訟で原告が勝訴した稀少な判例(堀木訴訟第一審)も、生存権(憲法第 25 条)ではなく平等

権(憲法第 14 条)に基づいて立論されていることは、かかる視点を表しているものとも捉えられるでしょう。これについても やはり強い不平等のみが司法救済されているようです。

義務教育の無償などは、司法判断以前に実現しているので問題となりませんが、もしこれが撤廃されるような立法がなされるようなことがあれば、同様に 平等権に反するものとして違憲判決が下されるのではないのでしょうか。

他方 ややレベルの高い保障は、プログラム規定という努力目標として憲法が政府や議会に示したものと解釈され、法的権利性はないものとして 司法判断は差し控えられています。

そのような司法の消極性に関わらず、昭和の日本社会は、ややレベルの高い機会の平等(効率は問わないが一応の貢献を条件に よい生活とはいえないが貧乏ともいえないというレベル)の保障を社会のコンセンサスとして維持してきたように思われます。

しかし平成に入ると、より厳密に効率を問い、それに応じてより大きな格差を許容する方向に舵が切られました。

それは一方では 社会における平等を問い直す契機にもなりました。

特に耳目を集めることになったのが「男女の平等」です。